

# ～家屋敷課税について～

## 家屋敷課税とは？

名取市内に事務所・事業所・または家屋敷を有する個人で、名取市内に住所を有しない人についても、事務所・事業所・家屋敷を有することで名取市の行政サービスの受益者となるため、応益性の見地から市・県民税の均等割（年額5,200円）を負担していただくものです。（地方税法第294条第1項第2号の規定により）

※平成23年度より、県民税均等割にみやぎ環境税分1,200円が含まれています。

## 事務所・事業所・家屋敷とは？

○事務所・事業所（個人の市・県民税なので、法人経営の事務所は対象外です。）

自己の所有に属するものであるかどうかは問わず、事業の必要から設けられた設備であり、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

事業が行われると認められるためには、ある程度継続性を持つものであることを要するため、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられたような仮事務所等は該当しません。

例：医師、弁護士、税理士などが住宅以外に設ける診療所、事務所など、または事業主が住宅以外に設ける店舗など。

## ○家屋敷

「自己、または家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅」（※）であり、常に居住しうる状態であればよく、現実に居住していることを要しません。

自己所有であっても他人に貸し付ける目的で所有している住宅、居住が不可能な状態の住宅は課税対象外となります。

（※）一戸建ての住宅やマンション、アパートや社宅等、いわゆる別荘や別宅、または常時妻子を住ませ時々帰宅する関係にある住宅（＝単身赴任者が所有する住宅）も該当します。

◎次の1または2のどちらかすべてに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

1	2
1月1日現在、名取市に住民登録がない。	1月1日現在、名取市に住民登録がある。
他市町村で市・県民税が課税されている。	住民登録外居住者として、他市町村から市・県民税が課税されている。（住登外課税）
名取市に自分または家族が住みことを目的とした自由に居住することができる独立性のある住宅、事務所または事業所を持っている。	名取市に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所または事業所を持っている。